

別紙 1

高度精製飼料添加物の該当要件

組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造されたアミノ酸及びビタミン等のうち、その最終製品が、次の（１）から（５）までを満たすものは、最終製品が高度に精製されており、一般に、安全性に問題がないものとみなし、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 2 に基づく安全性確認は不要とする。

- （１） 製造方法の概要（製造に利用した組換え DNA 技術により得られた生物（以下「組換え体」という。）の作製方法並びに飼料添加物の抽出方法及び精製方法）、用途、化学構造、化学組成、物理的・化学的性質及び品質が明らかであること。
- （２） 既存の飼料添加物と比較し、同等以上の高度な精製度であること。
- （３） 既存の飼料添加物に含まれる非有効成分を安全上問題となる程度まで含有していないこと。
- （４） 有害性が示唆される、既存の飼料添加物に含まれない非有効成分を含有していないこと。
- （５） 組換え体が混入していないこと。